

新型コロナウイルス感染症に係る JCCH 行事の開催方針について
(9月10日改定。下線部が変更点)

1. JCCH が主催する行事は、原則として以下の通り実施する。
 - (1) 集会人数規制等、政府機関の指針・措置を遵守する。
 - (2) 集合形式の会合を開催する場合は、以下の点を遵守する。
 - ①マスク着用、手洗い推奨、消毒液の設置等の対策を講じる。
 - ②以下に該当する方の参加自粛を要請する。
 - 一定期間内に感染地域への渡航歴があるなど、当局指示により自宅隔離対象となる方、および、健康観察期間に該当する方。
 - 37.5°C以上の発熱、体調不良等の症状がある方。
 - (3) 状況に応じて、Web 方式での開催も検討する。

2. JCCH 事務局において、原則として以下の対応を講じる。
 - (1) 事務局への来訪は事前予約制とする。
 - (2) 以下に該当する方のご来訪をお控えいただく。
 - 一定期間内に感染地域への渡航歴があるなど、当局指示により自宅隔離対象となる方、および、健康観察期間に該当する方。
 - 37.5°C以上の発熱、体調不良等の症状がある方。
 - (3) 事務局に来訪の際は、マスクの着用及び、事務局入室時の手指消毒をお願いします。

3. 本方針については、ベトナム政府の対策指針、国内外の状況、及び当地日系企業の対応動向等を総合的に考慮しながら定期的に見直しを行い、執行役員会及び理事会で議論する。

以 上